

車いす移動車に係る自動車税・自動車取得税の減免申請について

平成20年10月1日以降の申請分から

- 車いす移動車に係る減免申請の様式が変わります。
- 「車いすを利用する必要があることを明らかにする書類」の添付が必要となります。

身体障害者等の利用に供するために特別の仕様による装置が取り付けられている自動車については、自動車税・自動車取得税の減免の制度がありますが、次の2つの要件を満たしている場合、申請に基づき、自動車税・自動車取得税が減免されます。

<減免の要件>

- ① 身体障害者・重度身体障害者の利用に供するための特別の仕様による装置を取り付けられている自動車（注）であること
- ② 専らこれらの者の利用に供している自動車であること

（注）1 「特別の仕様による装置を取り付けられている自動車」とは、身体障害者等の利用に供するため、車いす昇降装置・車いす固定装置等を装着するなど、特別の仕様により製造され、または構造変更が加えられた自動車をいい、単に用具等を備えてあるような場合は含まれません。

2 対象となる自動車は、自家用・営業用の別を問いません。

この減免を受ける自動車のうち、車いす移動車（自動車検査証の「車体の形状」欄に「車いす自動車」と記載されている自動車）については、平成20年10月1日以降の申請分から、減免申請書の「使用目的」欄の記入及び次の添付書類の提出をお願いします。

<使用目的欄への記載項目>

車いす利用者の住所・氏名、減免申請者との関係、自動車の運行内容等

<添付書類>

車いすを利用する必要があることを明らかにする書類で次のいずれかのもの

～個人の方の申請の場合～

- ◆ 医師の診断書（所定のもの）
- ◆ ケアマネージャーが原本証明した居宅サービス計画書（1）及びサービス利用票の写し
- ◆ 市町村が交付する補装具費決定通知書の写し
- ◆ 法人でない福祉施設等が申請する場合は、事業内容を確認できる書類
- ◆ その他申請書記載の車いす利用者が車いすを利用する必要があることを明らかにする書類

～法人の方の申請の場合～

- ◇ 事業内容を確認できる書類

申請書の記載例については、裏面をご覧ください。

車いす移動車についての減免要件の確認のためのものですので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

